

宅地建物取引業者免許「変更届出」チェックリスト（表面）

【1. 商号または名称】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書*（※法人のみ）☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【2. 個人代表者の改姓改名】

- ☐変更届出書 ☐戸籍謄本 ☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書 ☐従前の免許証（原本）
☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【3. 法人の代表者の「交代」】

- ☐変更届出書 ☐身分証明書 ☐登記されていないことの証明書 ☐代表者等の連絡先に関する調書
☐略歴書 ☐履歴事項全部証明書* ☐誓約書 ☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【〃「改姓改名」】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書* ☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【法人役員の就任】

- ☐変更届出書 ☐身分証明書 ☐登記されていないことの証明書 ☐代表者等の連絡先に関する調書
☐略歴書 ☐履歴事項全部証明書* ☐誓約書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃の「退任」「改姓改名」】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書* ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【4. 主たる事務所（本店）の移転】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書* ☐事務所を使用する権原に関する書面
☐事務所付近の地図（案内図）☐事務所の全体が把握できる枚数のカラー写真 ☐平面図（間取図）
☐電話番号の契約書・請求書等（※変更時）☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）
（最寄りの供託所を変更した場合）☐「営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託書の写し」

【5. 従たる事務所の「新設」】

- ☐変更届出書 ☐専任の宅地建物取引士設置証明書 ☐履歴事項全部証明書*（※支店登記した場合）
☐誓約書 ☐事務所を使用する権原に関する書面 ☐事務所付近の地図（案内図）
☐事務所の全体が把握できる枚数のカラー写真 ☐平面図（間取図）☐電話番号の契約書・請求書等
☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）
☐営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託書の写し（営業保証金を法務局に供託した場合）
☐弁済業務保証金の供託済証明書及び正会員名簿の写し（保証協会に加入している場合）

※【6. 政令使用人の「就任」】及び【7. 専任宅建士の「就任」】に関する変更も必要。

【〃の「移転」】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書*（※支店登記した場合）☐事務所を使用する権原に関する書面
☐事務所付近の地図（案内図）☐事務所の全体が把握できる枚数のカラー写真 ☐平面図（間取図）
☐電話番号の契約書・請求書等（※変更時）
☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃の「廃止」】

- ☐変更届出書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

※提出後、事務所廃止後の供託金（営業保証金又は弁済業務保証金分担金）の取戻しが必要。

宅地建物取引業者免許「変更届出」チェックリスト（裏面）

【6. 政令使用人の「就任」】

- ☐変更届出書 ☐身分証明書 ☐登記されていないことの証明書 ☐代表者等の連絡先に関する調書
☐略歴書 ☐誓約書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃の「退任」「改姓改名」】

- ☐変更届出書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【7. 専任宅建士の「就任」】

- ☐変更届出書 ☐専任の宅地建物取引士設置証明書 ☐略歴書[添(8)専任宅建士]
☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃「退任」】

- ☐変更届出書 ☐専任の宅地建物取引士設置証明書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃「改姓改名」】

- ☐変更届出書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【8. 電話番号の変更】

- ☐変更届出書 ☐電話番号の契約書・請求書等 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

*＜履歴事項全部証明書について＞

- 令和8年9月より、変更の届出時において、「変更届出書の余白（電子申請の場合は備考欄など）に、会社法人等番号を記載」いただければ、添付は不要となりました。
- なお、組合等、履歴事項全部証明書に登録されていない役員の就退任の場合には、別途役員の氏名及び就退任の日付がわかる総会の資料等が必要となります。

<省略できる書類>

- 以下に該当する場合「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」の提出及び「代表者等の連絡先に関する調書」への記載を省略できます。
 - 1. 「複数人の代表取締役」がいる法人で、「宅建業の代表者」が「別の代表取締役」に代わる場合
 - 2. 「代表取締役」を退任し、「取締役」として残る場合
 - 3. 「政令使用人」が「主従の事務所間で異動」する場合
 - 4. 「宅建業免許申請」と同時に「変更届出書」を提出する場合
- 「専任取引士」が主従の事務所間で異動する場合、「略歴書[添(8)]」の提出を省略できます。

<備 考>

- 複数の変更を同時に行う場合には、重複する書類はまとめて提出できます。
- 上表にあるもの以外の変更については届出不要です。
（例：事務所所在地のビル名の変更、役員の住所変更、株主の変更等）
- 公的証明書類は発行後3か月以内かつ最新の情報である原本を添付（電子申請の場合はスキャン）してください。